組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	49.37/1,000	1.09/1,000	7.45/1,000	1.15/1,000	49.37/1,000	1.09/1,000	7.45/1,000	1.15/1,000
短期組合員	49.37/1,000	1.09/1,000	7.45/1,000	1.15/1,000	49.37/1,000	1.09/1,000	7.45/1,000	1.15/1,000
任意継続組合員	98.74/1,000	2.18/1,000	14.90/1,000	2.30/1,000				

2　［略］

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	49.37/1,000	1.09/1,000	7.45/1,000	1.15/1,000
短期組合員	49.37/1,000	1.09/1,000	7.45/1,000	1.15/1,000

3　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前２項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「49.37/1,000」とあるのは「1.27/1,000」とする。

4　［略］

5　法第99条第２項第４号の規定による掛金及び負担金の額は、国家公務員共済組合連合会の定款の定めるところによる。

別表　刑務共済組合支部の名称及び所在地

組合支部の名称	所在地
本省（矯正局）支部	東京都千代田区
北海道矯正管区支部	札幌市東区
東北矯正管区支部	仙台市若林区

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	49.37/1,000	1.09/1,000	7.54/1,000	49.37/1,000	1.09/1,000	7.54/1,000
短期組合員	49.37/1,000	1.09/1,000	7.54/1,000	49.37/1,000	1.09/1,000	7.54/1,000
任意継続組合員	98.74/1,000	2.18/1,000	15.08/1,000			

2　［同左］

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	49.37/1,000	1.09/1,000	7.54/1,000
短期組合員	49.37/1,000	1.09/1,000	7.54/1,000

3　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前２項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「49.37/1,000」とあるのは「1.32/1,000」とする。

4　［同左］

5　法第99条第２項第３号の規定による掛金及び負担金の額は、国家公務員共済組合連合会の定款の定めるところによる。

別表　刑務共済組合支部の名称及び所在地

組合支部の名称	所在地
本省（矯正局）支部	東京都千代田区
札幌矯正管区支部	札幌市東区
仙台矯正管区支部	仙台市若林区